



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第48回 閣議決定に基づく安全保障法制の行方

憲法問題対策センター委員 中本 源太郎 (28期)

昨年7月1日の閣議決定を受けて、与党間で安全保障法制整備の方向性が合意され、5月半ばに国会に提出すべく法案作成作業が行われている（5月8日現在）。与党合意から出てくると予想される法案のポイントを報告する。

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

本来、警察や海上保安庁が対応すべきグレーゾーン事態に自衛隊を投入し、あるいは米軍等の武器等の防護のための武器使用を認める。自衛隊の武器防護をわが国の防衛に資する活動に従事する米軍部隊（他国軍部隊）の武器等の防護にも拡大する。

2 わが国の平和と安全に資する活動を行う他国軍隊に対する支援活動

周辺事態法は「重要影響事態安全確保法」と名称を変え、①自衛隊派兵（派遣）の要件を「わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態」（重要影響事態）という漠然とした要件に変え、②わが国周辺地域に限定せず、③支援対象を米軍以外の軍隊にも広げ、④「現に戦闘行為を行っている現場ではない場所」で、⑤弾薬の供給、輸送、空輸等々を支援活動として認める。国連決議や要請は不要、国会の事前承認にも例外の余地を残す。しかし、戦闘地域の後方で給油を行うなどの支援活動は、武力行使と一体の活動であり「武力の行使」そのもの。自衛隊自体が相手の攻撃対象となり、これに反撃して交戦となれば、戦闘状態に突入する（武力行使の）危険性が大きい。

3 国際社会の平和と安全への一層の貢献

他国軍隊に対する支援のため、個別、時限立法ではなく海外派兵恒久法（「国際平和支援法」）を新設し、国連決議又は関連決議に基づき、随時、自衛隊を海外に派兵し、「現に戦闘行為を行っている現場ではない場所」で米軍その他の国の軍隊に対する物品、役務の他、弾薬の提供、発進準備中の航空機に対す

る給油などの支援活動を認める。

国連平和維持活動（PKO）に関しても、業務の実施に必要な武器使用権限の見直しを行うほか、国連が統括しない人道復興支援活動や安全確保活動等にも業務を拡大する。国連決議等に限らず、地域的機関の要請にも対応する。「任務遂行のための武器使用」、「駆けつけ警護」なども許容するなど、PKO参加5原則も緩和される。

4 憲法9条の下で許容される自衛の措置

自衛隊法、武力攻撃事態法等を改正し、わが国に対する武力攻撃が発生していなくても、わが国と密接な関係にある他国に武力攻撃が発生した場合（「存立危機事態」）に自衛隊の防衛出動と武力行使を認め、集団的自衛権の行使を可能とする。

そもそも集団的自衛権の行使は、憲法9条に反し違憲である。また、「我が国の存立が脅かされる」「国民の権利が根底から覆される」などの新要件は著しく不明確であり、何らの歯止めにもならない。ホルムズ海峡が封鎖され石油の輸入が滞ったなどの経済的理由も存立危機事態に該当するとして、集団的自衛権が発動される可能性が否定できない。しかも、存立危機事態にあたるかどうかは国家安全保障会議（NSC）、最終的には首相が判断し、秘密保護法によって国会も国民も事実の検証ができないまま、わが国が他国と戦争状態に入る危険が現実となる。

5 その他関連する法改正

船舶検査活動の改正、他国軍隊に対する物品・役務の提供、在外邦人の救出等の整備も検討される。

結局、平時有事を問わず、いつでもどこにでも切れ目なく自衛隊を派兵し、米軍や他国軍隊と一体となって、戦争・武力による威嚇、武力行使ができる体制づくりが目指されており、憲法9条の平和主義は根底から破壊されると言っても過言ではない。このような違憲の安保法制を許すかが問われている。